

別表（第66条関係）

申請の区分	手数料		
(1) 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請及び法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する通知	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき 1万円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 1万8,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 2万8,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 3万6,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 6万6,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 9万3,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 16万円
		5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき 28万円
		1万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件につき 37万円
		3万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件につき 46万円
		5万平方メートルを超えるもの	1件につき 90万円
(2) 削除			
(3) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請(法第7条の3第5項及び第7条の4第3項に規定する中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものを除く。)及び法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する通知(法第18条第21項に規定する中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものを除く。)	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき 1万6,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 1万9,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 2万5,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 3万4,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 5万8,000円
		1,000平方メートルを超え	1件につき

		2,000平方メートル以内のもの	7万8,000円
		2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	1件につき 12万円
		5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの	1件につき 19万円
		1万平方メートルを超え3万 平方メートル以内のもの	1件につき 24万円
		3万平方メートルを超え5万 平方メートル以内のもの	1件につき 30万円
		5万平方メートルを超えるもの	1件につき 61万円
(4) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請(法第7条の3第5項及び第7条の4第3項に規定する中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものに限る。)及び法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する通知(法第18条第21項に規定する中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものに限る。)	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき 1万5,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 1万8,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 2万4,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 3万1,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 5万5,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 7万5,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 11万円
		5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき 18万円
		1万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件につき 23万円
		3万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件につき 29万円
(5) 法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請及び法第18条第1	中間検査	30平方メートル以内のもの	1件につき 1万5,000円
		30平方メートルを超え100	1件につき

9項の規定に基づく建築物に関する通知	査 を 行 う 部 分 の 床 面 積 の 合 計	0平方メートル以内のもの	1万8,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 2万3,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 3万2,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 5万2,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 7万円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 10万円
		5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき 16万円
		1万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件につき 21万円
		3万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件につき 26万円
		5万平方メートルを超えるもの	1件につき 53万円
(6) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(建築主事が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとときに限る。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	1件につき	12万円	
(7) 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定申請	1件につき	5万円	
(8) 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定の	1件につき	2万5,000円	

変更申請	
(9) 法第 4 3 条第 1 項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請	1 件につき 3 万 3 , 0 0 0 円
(1 0) 法第 4 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築許可申請	1 件につき 3 万 3 , 0 0 0 円
(1 1) 法第 4 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく道路内における建築認定申請	1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円
(1 2) 法第 4 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	1 件につき 1 6 万円
(1 3) 法第 4 7 条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築許可申請	1 件につき 1 6 万円
(1 4) 法第 4 8 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 1 0 項ただし書、第 1 1 項ただし書又は第 1 2 項ただし書（法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等許可申請	1 件につき 1 8 万円
(1 5) 法第 5 1 条ただし書（法第 8 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等敷地許可申請	1 件につき 1 6 万円
(1 6) 法第 5 2 条第 1 0 項若しくは第 1 1 項の規定に基づく建築物の延べ面積又は同条第 1 4 項の規定に基づく建築物	1 件につき 1 6 万円

の容積率の特例許可申請	
(17) 法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例又は同条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請	1件につき 3万3,000円
(18) 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の敷地面積の許可申請	1件につき 16万円
(19) 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例認定申請	1件につき 2万7,000円
(20) 法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可申請	1件につき 16万円
(21) 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの特例許可申請	1件につき 16万円
(22) 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき 2万7,000円
(23) 法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請	1件につき 16万円
(24) 法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	1件につき 16万円
(25) 法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請	1件につき 16万円

(2 6) 法第 6 8 条の 3 第 1 項の 規定に基づく再開発等促進区 等の区域における建築物の容 積率、同条第 2 項の規定に基 づく建築物の建蔽率又は同条 第 3 項の規定に基づく建築物 の高さに関する制限の適用除 外に係る認定申請	1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円
(2 7) 法第 6 8 条の 3 第 4 項の 規定に基づく再開発等促進区 等の区域における建築物の各 部分の高さの許可申請	1 件につき 1 6 万円
(2 8) 法第 6 8 条の 4 の規定に 基づく地区計画等の区域にお ける建築物の容積率に関する 制限の適用除外に係る認定申 請	1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円
(2 9) 法第 6 8 条の 5 の 2 第 2 項の規定に基づく地区計画又 は沿道地区計画の区域におけ る建築物の各部分の高さの許 可申請	1 件につき 1 6 万円
(3 0) 法第 6 8 条の 5 の 4 第 1 項の規定に基づく地区計画等 の区域における建築物の容積 率又は同条第 2 項の規定に基 づく建築物の各部分の高さに 関する制限の適用除外に係る 認定申請	1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円
(3 1) 法第 6 8 条の 5 の 5 の規 定に基づく地区計画等の区域 における建築物の建蔽率の算 定の基礎となる建築面積に係 る認定申請	1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円
(3 2) 法第 6 8 条の 7 第 5 項の 規定に基づく予定道路に係る 建築物の延べ面積の特例許可 申請	1 件につき 1 6 万円
(3 3) 法第 8 5 条第 5 項の規定 に基づく仮設建築物建築許可 申請	1 件につき 1 2 万円

(34) 法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
(35) 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	1件につき 建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
(36) 法第86条第3項の規定に基づく一団地内における建築物に関する特例許可申請	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあっては22万円、建築物の数が3以上である場合にあっては22万円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
(37) 法第86条第4項の規定に基づく一の敷地内にあるとみなされる建築物に関する特例許可申請	1件につき 建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
(38) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請	1件につき 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
(39) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請	1件につき 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
(40) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請	1件につき 建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
(41) 法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消申請	1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額

(42) 法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の后退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	1件につき 2万7,000円	
(43) 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う全体計画の認定申請	1件につき 12万円	
(44) 法第86条の8第3項の規定に基づく同条第1項の認定を受けた全体計画の変更の認定申請	1件につき 12万円	
(45) 法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備及び工作物に関する確認申請並びに法第18条第2項の規定に基づく建築設備及び工作物に関する通知	建築設備を設置する場合(次に掲げる場合を除く。)	1件につき 1万7,000円 (小荷物専用昇降機については、8,000円)
	確認済証の交付を受けた建築設備の計画変更をして建築設備を設置する場合	1件につき 1万円 (小荷物専用昇降機については、5,000円)
	工作物を築造する場合(次に掲げる場合を除く。)	1件につき 1万5,000円
	確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1件につき 9,000円
(46) 法第87条の2の規定において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査申請及び法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する通知	1件につき 2万1,000円 (小荷物専用昇降機については、1万3,000円)	
(47) 法第88条第1項及び第2項の規定において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請及び法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する通知	1件につき 1万5,000円	

備考

- 1 第1号の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について敷地ごとに算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 第3号及び第4号の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について敷地ごとに算定する。
- 3 第1号及び第3号から第5号までに掲げる申請等に係る建築物等が法第87条の2に規定する昇降機を有するものである場合の手数料については、当該申請等に係る手数料の額に、当該昇降機1機につき第45号又は第46号の規定を適用したものとした場合の手数料の額を加えた額とする。